

湖南省高齡者福祉計画介護保険事業計画 の基本理念・基本目標等の設定について

湖南省健康福祉部高齡福祉課

計画の基本理念・基本目標と基本施策

社会保障審議会介護保険部会で検討されている基本指針の見直し案

基本指針（改正案）

市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定されるため、各市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められている。

このため、保険者である市町村は、介護保険制度の基本的理念や介護報酬の内容を踏まえるとともに、各々の市町村における地域的条件や地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨（※1）に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。

具体的には、保険者である市町村においては、

- ①それぞれの地域の実態把握・課題分析を行い、
 - ②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、
 - ③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、
 - ④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、
- という取組を繰り返し行い保険者機能を強化していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要である。

※1 国基本指針（案）の第1に記載されている事項

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

二 2025年及び2040を見据えた目標

三 医療計画との整合性の確保

- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待の防止等
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するP D C Aサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用（新設）
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備（新設）

【基本理念等の設定の方針】

第8期計画では、第7期計画の基本理念や基本目標を踏襲し、第7期計画の実績や課題、国の動向を踏まえて基本目標や基本施策を設定することとしたいと思います。

【参考：第7期計画】

1. 基本理念

本市の高齢化は県下の他市と比較しても急速なテンポで進んでおり、その備えとして、高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して、いきいきと暮らすことのできるまちづくりが急務といえます。

そのためには、介護が必要となっても、また高齢者のみの世帯やひとり暮らしであっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

また、高齢者の健康寿命を伸ばし、いつまでも元気に地域社会に参画し、高齢者自身も生活支援等の担い手となることが期待されます。

国では、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等の措置を講ずるなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

また、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法が改正され、市民と行政が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、包括的な支援体制を整備することが求められています。地域共生社会の実現は、「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されるのではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のつながりを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現をめざすものです。

このため、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと自立支援・介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、多様な担い手による生活支援サービスの構築、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実などに積極的に取り組みます。

このような考え方から、本市では、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して、基本理念を次のとおり掲げます。

**高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
湖 南 市**

【参考：第7期計画】

2. 基本目標と基本施策

基本目標Ⅰ いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいくりと社会参加活動の促進

高齢期の生活を充実したものにすることは、生活の質を高め、ひいては健康寿命の延伸につながります。一人ひとりの高齢者が仕事や趣味などの生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動などの社会参加の場づくりや、仲間づくりのための機会創出に努めます。

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・重度化防止の推進に向けた取り組みを進めることが重要です。

要支援・要介護認定を受けずに、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けるためには、健康部門や生涯学習部門とも連携した体系的な健康づくりの取り組みが必要であり、高齢者自らが主体的に取り組めるような健康づくりの一環として、幅広く高齢者全般を対象とした一般介護予防事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーション*の理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

※高齢者リハビリテーションとは…生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すものである。

基本目標Ⅱ 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 支えあいの地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴って生活支援サービスの必要性が高まっています。

専門職によるサービスに加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。また生活支援サービスの充実・強化へ向けた「協議体」を第1層（市単位）および第2層（地域単位）で設置し、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが一体となって、外出支援や家事援助、配食など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

基本施策4. 総合的な認知症ケアの体制づくり

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしく安心して生活できるまちをめざして、認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の理解を深めるための普及・啓発や地域での見守り体制整備を進めます。

できるだけ認知症にならないための予防の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チームやサポート医等の医療機関等との連携、認知症ケアパスの普及啓発など認知症の状態に応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、若年性認知症への支援、介護者への支援を図ります。

基本施策 5. 権利擁護の推進

認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者など困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう支援を行う必要があります。そのため、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」等関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携しながら、成年後見制度の啓発や利用の促進、高齢者の権利擁護・虐待防止のため、虐待支援ネットの充実や虐待防止等連携協議会の設置・運営等、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

基本施策 6. 医療と介護の連携

自宅等の住み慣れた地域での高齢者の在宅療養を支えるためには、退院支援、在宅療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で、在宅医療および在宅介護の一体的な提供に必要な在宅医療・介護連携を一層推進していく必要があります。

このため、在宅医療・介護連携支援センターをはじめとする医療と介護の連携拠点の充実、在宅医療を取り巻く環境整備、こなん在宅医療安心ネットワークなどによる情報の共有支援など在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、滋賀県保健医療計画との整合を図り、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。

基本施策 7. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、体制充実を図ります。

市全体における地域ケア会議に加えて、日常生活圏域ごとの地域ケア会議を開催し、各圏域の課題を把握することによって、地域のニーズに対応した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

市民にとって身近な相談支援やニーズの把握をふまえながら、適切なケアマネジメントを推進するための包括的・継続的支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの体制づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策 8. 介護サービスや住まいなどの基盤整備

介護が必要な高齢者が自分に合った介護サービスを適切に受けられるためには、多様なニーズに対応した介護サービスの充実と質の向上が必要となります。

在宅での生活の継続を希望する高齢者が多いこと、認知症高齢者の増加が予測されることなどをふまえ、引き続き地域密着型サービスなど、ニーズに応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、在宅での介護が継続できるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、相談支援の充実強化に取り組みながら、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

また、新たに創設された「共生型サービス」については、現在介護保険や障がい福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図るなど、国での議論も踏まえながら、介護保険および障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

さらに、滋賀県保健医療計画との整合を図るほか、介護離職ゼロへの対応からも、介護サービスの充実に努めます。

また、高齢者の住まいに係る施策との連携を図るとともに、高齢者等の移動支援やユニバーサルデザインのまちづくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

基本施策 9. 介護保険事業等の円滑な運営

引き続き第 7 期においても、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修および福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知など、介護給付の適正化に努め、介護保険事業の円滑化と進捗管理を推進します。また、サービスの質の向上のため、ケアマネジャーや事業者の資質向上へ向けた支援、苦情への適切な対応、利用者への情報提供の充実に努めます。

基本理念：高齢者がいきいきと自分らしく、
 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省

基本目標	基本施策	事業
Ⅰ. いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進	①生きがいサービスと居場所づくりの推進 ②社会活動への参加促進
	2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進	①健康づくりと介護予防事業の推進
Ⅱ. 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	3. 支えあいの地域づくり	①多様な主体による生活支援サービスの創出 ②生活支援サービスの充実 ③緊急時・災害時の支援対策の強化
	4. 総合的な認知症ケアの体制づくり	①予防と早期対応の仕組みづくり ②若年性認知症の人への支援体制づくり ③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進
	5. 権利擁護の推進	①権利擁護、虐待予防のための啓発 ②迅速で適切な虐待対応 ③権利擁護のための関係機関との連携強化
	6. 医療と介護の連携	①在宅医療を支える環境整備 ②連携の課題抽出と対応の協議 ③医療と介護の連携拠点の充実 ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑤多職種連携のための研修 ⑥二次医療圏内における連携の推進 ⑦在宅看取りに向けた啓発
	7. 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの体制整備 ②地域包括支援センター業務の着実な執行 ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検
	Ⅲ. 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	8. 介護サービスや住まいなどの基盤整備
9. 介護保険事業等の円滑な運営		①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③給付の適正化の推進（介護給付適正化計画） ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営 ⑤受給者の理解の促進 ⑥適正な財政運営の推進 ⑦計画の進捗管理と評価

第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか……(社会保障審議会介護保険部会)

1 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

2 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

3 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

4 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

5 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

3. 日常生活圏域の設定

これまで湖南省では、地域の主な特性を考慮して日常生活圏域を中学校区の4圏域と定め、地域包括支援センターを中心に圏域内のさまざまな社会資源の連携体制の強化を進めてきました。また介護サービスを提供する施設についてもこの4つの圏域が平均したものとなるよう整備してきたことから第8期においても日常生活圏域を中学校区の4圏域としたい。

なお、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定されています。

日常生活圏域

- 甲西中学校区（三雲東小学校区、三雲小学校区）
- 石部中学校区（石部小学校区、石部南小学校区）
- 甲西北中学校（岩根小学校区、菩提寺小学校区、菩提寺北小学校区）
- 日枝中学校区（下田小学校区、水戸小学校区）